

(適用の範囲)

第3条 この要綱は、次に掲げる土地利用事業に適用する。

- (1) 都市計画区域内における施行区域の面積が2,000平方メートル以上の土地利用事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）の許可を要する土地利用事業にあつては、施行区域の面積にかかわらずすべてのもの）
- (2) 都市計画区域外における施行区域の面積が1,000平方メートル以上の土地利用事業
- (3) 建築物の建築に係る土地利用事業であつて、延べ面積が3,000平方メートル以上のもの
- (4) 土石の採取等に係る土地利用事業であつて、施行区域の面積が1,000平方メートル以上又は土石の採取等に係る数量が2,000立方メートル以上のもの（~~静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）第3条第1項の規定による届出宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項若しくは第30条第1項の規定による許可若しくは富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成22年富士市条例第25号）第9条第1項の許可を要する土地利用事業又は非常災害に係る応急措置として行う土地利用事業を除く。~~）
- (5) 産業廃棄物の処理に係る土地利用事業であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の許可を要する産業廃棄物処理施設に該当するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が住民の福祉又は自然環境の保全に著しく影響を及ぼすと認める土地利用事業

2 同一事業者（社会通念上事業者と同一であると認められる者を含む。）が既に実施した施行区域に接続して、当該土地利用事業完了後2年以内に更に土地利用事業を行う場合は、その全ての面積又は容積をもつて前項第1号から第4号までに定める規模の対象とする。

附 則（令和8年3月37日告示第58号）

この要綱は、令和8年3月37日から施行する。